

出入国在留管理庁 資料

政府決定文書における位置づけ

海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン（令和5年4月26日対日直接投資推進会議決定）

（2）外国人起業家・投資家の在留資格の要件緩和

- 海外のエンジェル投資家に対する在留資格付与の円滑化を図る。【法務省、経済産業省】

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）

V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進 2. スタートアップ育成5か年計画の推進

（4）スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築 ⑭海外起業家・投資家の誘致拡大

英国等の諸外国の事例を参照し、国家戦略特区の枠組みも活用しつつ、資産額やスタートアップへの投資実績等を基に、一定額を日本国内に投資すること等を要件として、投資家（エンジェル投資家を含む）向けビザの創設を検討する。

在留資格一覽表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例	在留期間
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族	外交活動の期間
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	作曲家、画家、作家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等	5年、3年、1年又は3月
高度専門職	ポイント制による高度人材	1号 5年 2号 無期限
経営・管理	企業等の経営者、管理者等	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師、看護師等	5年、3年、1年又は3月
研究	政府関係機関や企業等の研究者等	5年、3年、1年又は3月
教育	高等学校、中学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等	5年、3年、1年又は3月
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者	1号 1年、6月又は4月 2号 3年、1年又は6月
技能実習	技能実習生	1号 法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲） 2号及び3号 法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例	在留期間
永住者	永住許可を受けた者	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子	5年、3年、1年又は6月
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例	在留期間
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例	在留期間
文化活動	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	観光客、会議参加者等	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生	4年3月を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
研修	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子	5年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

（注）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（令和4年4月26日閣議決定）

3

在留資格「経営・管理」と「短期滞在」

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二「経営・管理」の項

在留資格	本邦において行うことができる活動
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活 動	基 準
法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	<p>申請人が次のいずれにも該当していること。</p> <p>一 申請に係る事業を営むための事業所が本邦に存在すること。ただし、当該事業が開始されていない場合にあつては、当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。</p> <p>二 申請に係る事業の規模が次のいずれかに該当していること。</p> <p>イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。</p> <p>ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。</p> <p>ハ イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。</p> <p>三 申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、事業の経営又は管理について三年以上の経験（大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の三「短期滞在」の項

在留資格	本邦において行うことができる活動
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動

在留資格「特定活動」ロングステイ

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）（抄）

略 称	告示の規定
観光、保養等を目的とする長期滞在者	<p>四十 次のいずれにも該当する十八歳以上の者が、本邦において一年を超えない期間滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動</p> <p>イ 我が国が、法令、国際約束又は日本国政府が外国政府に対して行った通告により、旅行形態を限定することなく、その国又は地域（法第二条第五号ロの地域及び国から旅券を発行する権限を付与されている行政区画をいう。以下同じ。）の国籍者等（国にあってはその国の国籍を有する者をいい、地域にあっては当該地域の居住者にのみ発行される旅券を所持する者をいう。以下同じ。）であって、その国又は地域が発行する一般旅券（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第二号に規定する一般旅券に相当するものをいう。以下同じ。）を所持し、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとするものについて、日本国領事官等の査証を必要としないこととしている国又は地域（その国又は地域の一般旅券を所持する者の全てについて査証の取得を勧奨する措置をとっている場合を除く。）のうち、別表第九に掲げるものの国籍者等であること。</p> <p>ロ 申請の時点において、申請人及びその配偶者の預貯金の額の合計額が日本円に換算して三千万円以上（当該配偶者がこの号に掲げる活動を指定されて在留し又は在留しようとしている場合にあっては、六千万円以上）であること。</p> <p>ハ 本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。</p>